

国内産麦利用拡大等推進事業実施規程

制定	平成 23 年 10 月 25 日	全米麦協第 57 号
改正	平成 25 年 5 月 22 日	全米麦協第 9 号
改正	平成 26 年 3 月 7 日	全米麦協第 80 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	全米麦協第 1 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日	全米麦協第 1 号

第 1 趣旨

我が国の食料の自給力及び自給率を向上させるためには、自給力向上戦略的作物として重要な位置を占める国内産麦の需要を拡大し、需要に応じた的確に生産を推進していくことが極めて重要である。

このため、食品製造業者等による利用拡大に向けた PR 活動などの需要開拓に要する経費に対し、一般社団法人全国米麦改良協会（以下、「協会」という。）がその経費の一部を助成することにより、国内産麦の需要拡大を推進することとする。

また、国内産麦の生産、利用拡大の動向等に鑑み、協会自らが全国的な視点等から国内産麦の活性化を推進する事業を民間機関に委託して実施することとする。

第 2 定義

この事業実施規程において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 1 「国内産麦」とは、国内で生産される、小麦、大麦（二条大麦及び六条大麦）及びはだか麦をいう。
- 2 「事業実施主体」とは、食品の製造、加工若しくは販売の事業を行う者又はこれらの者を構成員とする事業者団体をいう。なお、複数の者又は複数の事業者団体が共同で事業を実施する場合にあっては一の事業実施主体とみなす。
- 3 「PR 活動」とは、情報の送り手がその受け手との良好な関係を作るための活動をいい、具体的には、広報（事業活動や方針などの情報伝達）、広告（商品の販売促進などマーケティング活動）及び宣伝（啓蒙や啓発）をいう。

第 3 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 国内産麦利用拡大推進事業

事業実施主体が国内産麦の利用拡大を推進するための PR 活動に必要な経費のうち、会長が必要かつ適当と認める経費を助成する事業（以下、「利用拡大事業」という。）とする。

なお、外国産麦を含めた麦全体の PR 活動だけでは不十分であり、国内産麦の利用拡大に直接的に資する取り組みであることを要件とする。

2 国内産麦活性化推進事業

協会が国内産麦の活性化を進めるため、自ら取り組む次に掲げる事業で、会長が別途定める実施要領により、実施するもの(以下「活性化事業」という。)とする。

(1) 全国活性化事業

国内産麦の消費拡大等に関する情報の受発信等を一元的に管理し、取り組む事業をいう。

(2) 地域活性化事業

学校等における食育を通じて国内産麦の消費拡大を図るための教材等の作成及び栄養教諭等に行う勉強会への支援等に関する事業をいう。

(3) 拠点事業

国内産麦の優位性等を再認識してもらうためのイベント開催やイベント参加による国内産麦のPR等を行う事業をいう。

第4 助成対象者及び助成額

- 1 第3の1に定める利用拡大事業の対象者は、食品の製造、加工若しくは販売を行う者を構成員とする事業者団体であって、協会が実施する予定の活性化事業に積極的に参加・協力を予定している事業実施主体とする。

助成対象経費は別表のとおりとし、助成対象経費の10分の10以内の助成(千円以下切り捨て)を行う。ただし、1事業実施主体当たりの助成額の上限は、1会計年度に、全国団体が実施する事業は1,000万円、全国団体以外の団体は原則として500万円とする。

なお、助成対象経費は、各事業の採択決定日以降に支出する経費に限るものとする。

- 2 利用拡大事業を複数年度で継続する場合は、原則として3カ年間を限度として助成する。

この場合、事業実施主体は毎年度申請のうえ審査を受けるものとする。

- 3 助成対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とし、千円単位(百円以下切り捨て)で申請する。
- 4 助成金の支払いは、事業完了後に事業実施主体からの請求に基づき交付するものとする。

ただし、会長が必要と認めたときは、助成金決定額の90%を限度として、概算払いにより交付できるものとする。

第5 事業の公募

利用拡大事業については、会長が別に定める公募要領により公募する。

第6 事業実施等の手続き

- 1 利用拡大事業を実施しようとする事業実施主体は、別記様式第1号に定める国内産

麦利用拡大推進事業実施企画書（以下、「企画書」という。）を作成のうえ、添付書類及び添付資料を添えて、毎年5月末日までに会長に提出するものとする。

なお、提出された書類は本事業のみに使用し、受理した企画書、その他の添付書類等は返却しない。

- 2 1により提出された企画書について、会長は①応募資格及び事業目的への合致性②事業内容の具体性及び明確性③事業の実効性及び確実性④活性化事業への参加・協力の有無⑤複数年度継続する場合は前年度の事業成果報告書の内容などに照らした審査を行うとともに、会長が別に定める「企画審査部会」の意見も聞いて事業の採択を行うこととする。
- 3 企画書の審査過程において、必要に応じて事業実施主体からのヒアリングあるいは現地視察を行うことがある。審査の結果、事業実施主体が当初要請した経費及び助成額に増減を生じることがある。

なお、情報流出防止の観点から、審査内容や審査経過に関する問い合わせには応じないこととする。
- 4 会長は応募したすべての事業実施主体に対し、別記様式第2号（採択の通知）又は別記様式第3号（不採択の通知）により、毎年6月末日までに採否を通知する。
- 5 採択された事業実施主体は、事業の完了後又は翌年の3月15日までに、支払を証明する書類とともに別記様式第4号（助成金交付申請書）を会長に提出する。
- 6 助成金の概算払いを受けようとする事業実施主体は、別記様式第5号（概算払申請書）を会長に提出する。
- 7 概算払いを受けた事業実施主体は、事業の完了後又は翌年の3月15日までに、支払を証明する書類とともに別記様式第6号（助成金精算書）を会長に提出する。
- 8 事業実施主体は、企画書の提出期限を過ぎた後において、事業の中止、実施期間の変更及び事業費の増減などの変更があった場合は、直ちに会長あてに別記様式第7号（企画書の変更承認申請書）により報告する。
- 9 会長は、8により報告された企画書の変更報告書を審査し、止むを得ないと認めるときは別記様式第8号（企画書の変更承認書）により事業実施主体に通知する。
- 10 採択された企画書の内容については、協会のホームページ等で広報を行う。広報に当たっては、企業名、団体名、代表者、所在地、電話番号、企画のテーマ、企画内容の要約、助成金額、助成金交付年度などを公表する。

第7 成果報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の4月末日までに、当該事業の実施結果等について別記様式第9号（成果報告書）により会長に報告する。報告された成果報告書は、会長が企画審査部会の意見を踏まえて評価及び取りまとめを行う。

取りまとめを行った成果報告の内容については第6の10と同様、協会のホームページ等で広報を行う。

第8 助成金の返還

事業実施主体から提出された企画書の申請内容及び添付書類等に虚偽の記載があつ

た場合、当該事業を中止した場合、又は企画書と成果報告書の内容に著しい乖離があった場合などは、会長が事業実施主体に対し、支払った助成金の一部又は全部の返還請求を行うことができる。

別表

利用拡大事業における助成対象経費区分は次のとおりとし、これ以外の経費は対象としません。

なお、助成対象経費に含まれる経費であっても、PR 活動に直接要する経費でないもの、使途を PR 活動に特定できないものは助成対象とはしません。

経費区分	説明
企画・調査費	国内産麦の市場動向調査などの情報収集に要する経費。国内産麦の需要拡大のための各種イベント（講演会、研究発表、シンポジウム、パン・麺祭り、料理講習会、レシピコンテスト、交流会、商談会、相談会など）の企画や調査に要する経費、モニター費用等
活性化事業への参加経費	活性化事業に参加するために要する経費でWEB等掲載に係る経費
イベント開催費	各種イベント開催のための会場借用費。講師、コンテスト審査員などへの謝金等
広報費	広報誌やHPの製作費。パンフレット、ポスター、国内産麦製品の販売店マップ、ダイレクトメールの製作費等。記者会見、プレスセミナー、プレスツアー等に要する経費等
広告・宣伝費	国内産麦に関する広告・宣伝に要する経費。新聞（一般紙、業界紙）雑誌、テレビ、ラジオ、WEBメディアなどへの広告料、コマーシャルの製作費等
PR用資材の購入費	国内産麦のPRに直接使用する資材の購入費。パネル、幟、旗の購入費、試食用麦製品（サンプル商品）の購入費等
補助員人件費	各種イベントなどを開催するために必要なアルバイト等の雇い入れに要する経費

一般社団法人 全国米麦改良協会会長 あて

住所

会社名（あるいは団体名）

代表者名 印

国内産麦利用拡大推進事業実施企画書の承認申請について

国内産麦利用拡大推進事業実施規程（平成23年10月25日付け米麦改良協会会長制定）第3の1に定める利用拡大事業を推進するため、同規程の第6の1に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 添付書類（1）利用拡大事業実施企画書
（2）申請者の組織や活動内容を示す資料（写し）
 - ①設立趣意書または定款、寄付行為、規約等
 - ②過去1年間の収支決算（決算書、貸借対照表、損益計算書等）
 - ③役員名簿、組織図、会社案内（パンフレット）等
2. 担当窓口（1）所属、役職名、氏名
（2）所在地、電話、FAX番号、Eメールアドレス

別記様式第1号（承認申請書）に添付する企画書の内容

- (1) PR活動の名称
- (2) 実施団体名
- (3) PRの経緯、期間、目的
- (4) PR活動の概要
- (5) 効果の予測
- (6) 経費（積算等の根拠を添付）
 - ① 企画・調査費
 - ② 活性化事業への参加経費
 - ③ イベント開催費
 - ④ 広報費
 - ⑤ 広告・宣伝費
 - ⑥ PR用資材の購入費
 - ⑦ 補助員人件費
- (7) その他参考となる資料

別記様式第2号

番 号
年 月 日

事業実施主体 あて

一般社団法人 全国米麦改良協会会長 印

国内産麦利用拡大推進事業実施企画書の採択について

平成〇〇年〇月〇日付けで申請のあった貴社（貴団体）からの国内産麦利用拡大推進事業について、審査の結果、平成〇〇年度の事業として採択することとしましたのでお知らせいたします。

なお、助成金の予定額は〇〇〇〇千円です。

つきましては、事業完了後又は翌年3月15日までに、国内産麦利用拡大等推進事業実施規程（平成23年10月25日付け全国米麦改良協会会長制定）第6の5に基づき、別記様式第4号の助成金交付申請書を提出してください。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

事業実施主体 あて

一般社団法人 全国米麦改良協会会長 印

国内産麦利用拡大推進事業について

このたびは国内産麦利用拡大推進事業にご応募をいただき感謝申し上げます。審査の結果、残念ながら平成〇〇年度の事業として採択することとはなりませんのでお知らせいたします。

今後とも、当事業に対するご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会会長 あて

住 所
会社名（あるいは団体名）
代表者名 印

国内産麦利用拡大推進事業に係る助成金交付申請について

国内産麦利用拡大等推進事業実施規程（平成23年10月25日付け全国米麦改良協会会長制定）第6の5に基づき、下記のとおり平成〇〇年度の助成金の交付申請をします。

記

- 1 申請金額 _____ 千円
- 2 助成金の振込先 〇〇銀行〇〇支店
 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇〇〇
 口座名義〇〇〇〇〇〇

番 号
年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会会長 あて

住 所
会社名（あるいは団体名）
代表者名 印

国内産麦利用拡大推進事業に係る助成金の概算払申請について

国内産麦利用拡大等推進事業実施規程（平成23年10月25日付け全国米麦改良協会会長制定）第6の6に基づき、下記のとおり平成〇〇年度の助成金の概算払いを申請します。

記

- | | | | |
|---|-----------------|---|----|
| 1 | 助成金の決定額（採択金額） | _____ | 千円 |
| 2 | 概算金額の限度額（1の90%） | _____ | 千円 |
| 3 | 概算払い申請金額 | _____ | 千円 |
| 4 | 概算金の振込先 | 〇〇銀行〇〇支店
〇〇預金 口座番号〇〇〇〇〇〇
口座名義〇〇〇〇〇〇 | |

一般社団法人 全国米麦改良協会会長 あて

住 所

会社名（あるいは団体名）

代表者名 印

国内産麦利用拡大推進事業に係る助成金の精算について

国内産麦利用拡大等推進事業実施規程（平成23年10月25日付け全国米麦改良協会会長制定）第6の7に基づき、下記のとおり平成〇〇年度の助成金精算書を提出します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---|----|
| 1 | 助成金の決定額（採択金額） | _____ | 千円 |
| 2 | 概算金額の領収額 | _____ | 千円 |
| 3 | 精算額 | _____ | 千円 |
| 4 | 差引追給額又は返納額 | _____ | 千円 |
| 5 | 追給額の振込先 | 〇〇銀行〇〇支店
〇〇預金 口座番号〇〇〇〇〇〇
口座名義〇〇〇〇〇〇 | |

注：返納額が発生した場合は別途、返還手続きを行う。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会会長 あて

住所

会社名（あるいは団体名）

代表者名 印

国内産麦利用拡大推進事業実施企画書の変更承認申請について

平成〇〇年〇月〇日で申請しました事業実施企画書について、下記のとおり変更したいので国内産麦利用拡大等推進事業実施規程（平成23年10月25日付け米麦改良協会会長制定）第6の8に基づき、関係書類を添えて変更承認を申請します。

記

- 1 変更する理由
- 2 変更箇所
- 3 変更後の経費
- 4 変更後の添付資料

番 号
年 月 日

事業実施主体 あて

一般社団法人 全国米麦改良協会会長 印

国内産麦利用拡大推進事業実施企画書の変更承認について

(助成金の額に増減がない場合の変更承認通知文)

平成〇〇年〇月〇日付けで申請のあった事業実施企画書の変更については承認します。

(助成金の額に増減がある場合の変更承認通知文)

平成〇〇年〇月〇日付けで申請のあった事業実施企画書の変更については承認します。

なお、助成金の額について下記のとおり変更します。

記

- 1 変更前の助成額 _____ 千円
- 2 変更後の助成額 _____ 千円

番 号
年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会会長 あて

住所
会社名（あるいは団体名）
代表者名 印

国内産麦利用拡大推進事業の成果報告書の提出について

平成〇〇年〇月〇日付けで採択された平成〇〇年度の事業が完了したので、国内産麦利用拡大等推進事業実施規程（平成23年10月25日付け全国米麦改良協会会長制定）第7に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業実施主体名
- 3 事業概要
 - (1) 事業目的
 - (2) 事業費及び助成金交付額（円）
 - (3) 事業実施期間
 - (4) 取組概要
- 4 事業実施結果
 - (1) 目標達成状況
 - (2) 具体的な効果
- 5 その他参考資料